

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上勝町指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

#### ○旧福原村地域の棚田

##### 【主な棚田】

- ・檜原の棚田 ( 3.9 ha、1 / 3.5 )
- ・八重地の棚田 ( 5.5 ha、1 / 4.2 )
- ・田野々の棚田 ( 10.5 ha、1 / 13.0 )
- ・野尻の棚田 ( 4.0 ha、1 / 5.5 )
- ・府殿の棚田 ( 5.5 ha、1 / 2.8 )
- ・市宇の棚田 ( 1.9 ha、1 / 3.1 )
- ・横峯の棚田 ( 1.8 ha、1 / 5.0 )
- ・中山の棚田 ( 4.9 ha、1 / 4.9 )

#### ○旧高鉾村地域の棚田

##### 【主な棚田】

- ・柳谷の棚田 ( 1.8 ha、1 / 7.3 )
- ・藤川の棚田 ( 1.5 ha、1 / 9.0 )

範囲については、別添1のとおり。

## 2 指定棚田地域振興活動の目標

### (1) 棚田等の保全

#### 環境

-令和6年度末までに鳥獣による被害を1.99haから1.8haに減少させる。

#### 社会

-令和6年度末までに棚田の保全に取り組む人数を新たに延べ15人増加させるため、非参加者への協力依頼を推進し、後継者等育成する。

(集落機能強化に関する目標)

#### 経済

-令和6年度末までにIoT技術やICT等の先端技術を活用した取組やオペレーター育成の取組を年1回以上行い、省力化や高品質生産等を可能にする。

(生産性向上に関する目標)

### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

#### 環境

-令和6年度末までに景観形成などの多面的機能の増進活動を継続して年1回以上取り組む。

#### 社会

-令和6年度末までに農村体験、棚田オーナー制度、自然学習、研修事業など棚田地域における教育・研修の取組やイベント等を2件実施し、コミュニティの活性化を目指す。

(棚田の価値を活かした活動)

#### 経済

-令和6年度末までに棚田等を活用した観光を推進し、延べ10人の新規来客を誘致する。

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

#### 環境

-文化的景観を維持し、歴史的価値の向上に取り組み、生業景観を維持し、取組について新たに情報発信を年1回以上行う。

#### 社会

-農村インターン等により都市部との交流を加速させ、都市と農村をつなぐコミュニティや都市からの来訪者のための交流施設(カフェ等)や休憩施設等を1カ所運営し、地域おこし協力隊・地域おこし企業人制度なども活用しながら、担い手の育成を行う。

(集落機能強化に関する目標)

#### 経済

-令和6年度末までに棚田等の農産物のブランド化、6次産業化するなど付加価値向上の取組を4件取組む。

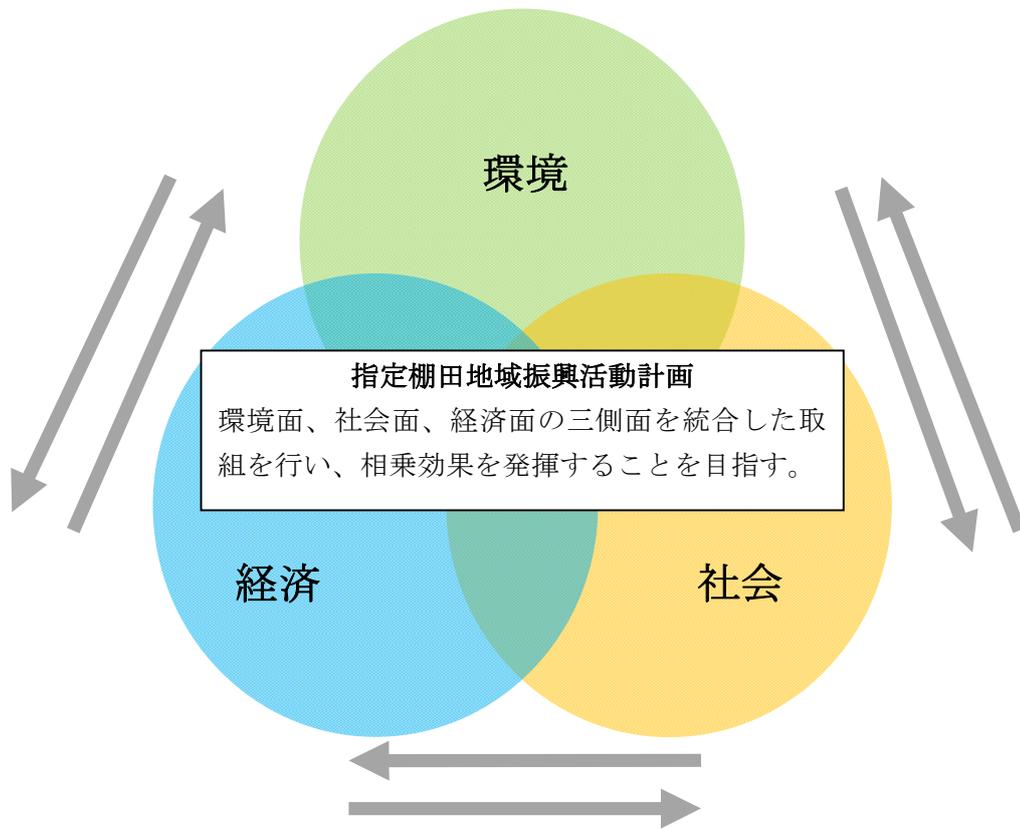
(生産性向上に関する目標)

-棚田周辺の空き家や空きスペース等に直売所や農家レストラン等を4件設置・整備する。

(棚田の価値を活かした活動)

### 環境

- (1) -令和6年度末までに鳥獣による被害を1.99haから1.8haに減少させる。
- (2) -令和6年度末までに景観形成などの多面的機能の増進活動を継続して年1回以上取り組む。
- (3) -文化的景観を維持し、歴史的価値の向上に取り組み、生業景観を維持し、取組について新たに情報発信を年1回以上行う。



### 経済

- (1) -令和6年度末までにロボット技術やICT等の先端技術を活用した取組やオペレーター育成の取組を年1回以上行い、省力化や高品質生産等を可能にする。
  - (2) -令和6年度末までに棚田等を活用した観光を推進し、延べ10人の新規来客を誘致する。
  - (3) -令和6年度末までに農産物のブランド化、6次産業化するなど付加価値向上の取組みを4件取り組む。
- 棚田周辺の空き家や空きスペース等に直売所や農家レストラン等を4件設置・整備する。

### 社会

- (1) -令和6年度末までに棚田の保全に取り組む人数を新たに延べ15人増加させるため、非参加者への協力依頼を推進し、後継者等育成する。
- (2) -令和6年度末までに農村体験、棚田オーナー制度、自然学習、研修事業など棚田地域における教育・研修等の取組やイベント等を新たに2件実施し、コミュニティの活性化を目指す。
- (3) -農村インターン等により都市部との交流を加速させ、都市と農村をつなぐコミュニティや都市からの来訪者のための交流施設(カフェ等)や休憩施設等を1カ所運営し、地域おこし協力隊・地域おこし企業人制度なども活用しながら、担い手の育成を行う。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

別添2の工程表に基づき実施することとする。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の上勝町指定棚田地域振興協議会の参加者である。

### 5 上勝町指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上勝町指定棚田地域振興協議会は上勝町、徳島県、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人等の企業等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

### 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項